

社会における IT の活用事例研究 ()

税務申告における電子申告

楓 森 博

文学部文化情報メディア学科文化メディア専攻

(2003年9月11日受理)

Case research of IT in the world ()

electronic filing in tax declaration

Faculty of Humanities, Department of Humanities and Information,
Major in Cultural Studies and Information,
Gifu Women's University, 80 Taromaru, Gifu City, Japan (〒501 - 2592)

KAEDE Morihito

(Received September 11 , 2003)

1 . はじめに

近年、IT革命の波が押し寄せ、高度情報化社会が確立されつつある。パソコンやインターネットの普及拡大に伴い、社会全体の情報化及びペーパーレス化が急速に進展している。このような状況に対応して、現在、わが国では、政府全体として電子政府の実現に向けた各種の取組が行われているところである。具体的には、e-Japan 構想の一環として各省庁が実施している電子申請システムなどが挙げられる。公共サービスも、ITの進歩や普及によって変わりつつある。そんな中、インターネットを利用した税務申告システムを2004年から導入する国税庁は、これまでも、情報化に対応して納税者の利便性の向上を図っていくため、インターネット上でのタックスアンサーの利用、帳簿書類の電子データによる保存制度の導入、会社事業概況書のフロッピーディスクによる提出など、納税者との情報のやりとりに係る分野に重点をおいて様々な対応を行ってきている。更に、納税申告を、現在の書面の提出による方法に加え電子データの形で申告情報を送信する方法によることを可能とする電子申告を早急を実現するための準備を推し進めている。

なお、欧米諸国では、1990年頃から、主に所得税を中心に納税者の利便性の向上、税務行政の効率化、高度化を目的として、いわゆるパソコン通信を利用した電子申告制度が導入されている。また、近年、納税者がインターネットを利用して税務当局に直接申告できる方式の導入を予定している国々が出てきている。

今回は、2004年よりわが国でも導入される電子申告・納税制度についてその経緯と現状を検証してみたい。

2. 電子申告とは (electronic filing)

現在の納税申告制度における税務申告は、課税庁に対して書面による申告書（以下「文書申告」という）の提出による方式を採っている。今日のコンピュータ等の普及により、ほとんどの会計帳簿等は、コンピュータにより処理され、電子データの形式で保存されているにもかかわらず、申告時には、紙にわざわざプリントして提出されているのが現状である。電子申告とは、インターネットなどを通して、電子データの形式により申告書を提出する方式である。

さらに、電子申告とは、広義では、1) 狭義の電子申告はもちろんのこと、2) 電話申告および3) 電脳申告を含むと考えられる。

1) 電子申告（狭義）とは、納税者または税務代理人が各自パソコン等から、電話回線などの専用回線を接続して、課税庁のコンピュータに直接アクセスし、納税申告や情報申告（法定資料等の提出）を行う方式である（フロッピーディスク等磁気媒体を含む）。これにより、納税者等は、原則として申告のために課税庁に向くことや、文書を郵送する必要がなくなる。

2) 電話申告とは、納税者がプッシュ回線を使って、課税庁のコンピュータに納税者申告情報を直接入力し、納税申告を行う方式である。納税者はプッシュ回線の契約者であればよく、税務代理人等の手を借りる必要がない。給与所得者のみで扶養家族のいない納税者等、あまり複雑な税務処理を必要としないケースに適している。複雑な税務処理を必要とする納税者は電子申告のほうが適しており電話申告は適さない。

3) 電脳申告とは、納税者に十分なコンピュータの知識があれば、税務代理人等を介さずに、納税者自身がパソコン等からインターネットを通して、課税庁のコンピュータに直接アクセスし、納税申告や情報申告を行う方式である。この方式を取り入れるにはハッカー対策等データ・セキュリティの問題を解決する必要が生じる。

現在、欧米諸外国で導入されている電子申告は、1) 電子申告（狭義）であり、本人申告を望む納税者のために、補完的に2) 電話申告が採用されている。3) 電脳申告は試行の段階である。

3. 電子申告導入のメリット・デメリット

電子申告が、納税者の利便性向上の観点から導入する上でのメリット及びデメリットは、以下のようなものが考えられる。

メリットとしては、多数の納税者が反復継続して申告するような税目（例えば申告所得税、法人税及び消費税）については、多くの納税者が電子申告という簡便な申告手続を利用することにより、申告書の作成及び申告手続負担が軽減されることがあげられる。また、税務当局にとっても申告書の処理事務等の効率化や税務行政の高度化に効果があると考えられる。

他方、毎月反復継続して申告するような税目の中で対象となる納税者数が少ない税目（酒税、揮発油税など）は、納税者にとっては手続負担の軽減効果は大きく電子申告に対するニーズは高いと思われる。しかし、電子申告システム構築の費用対効果の観点から、電子申告導入の優先度は相対的に高くはないと考えられる。また、申告の起因となる事実の発生が臨時・偶発的で

あって、継続して申告書が提出されるものではない税目（相続税，贈与税など）は，電子申告に対するニーズは相対的に高くないと考えられる。

欧米諸国においても，個人所得税及び法人税において電子申告が導入される例が多いのは，このような考え方によるものであると言える。

なお，源泉所得税についても，毎月，反復継続して手続（計算書の提出）がなされるものであり，これが電子化されることによる利便性の向上は大きいものと考えられることから，将来，手続の電子化の検討を進めるべきであると考えられる。

諸外国の例を見てみると，電子申告制度は，ほとんど同時期に 2～3 年の施行期間を経て導入されている。対象税目は，個人所得税が最初である。

- (1) 所得税申告では，給与所得者の還付申告や公的年金等受給者の申告などは，申告書が 1～2 枚程度で申告自体が簡易であり，電子申告が導入されれば，自宅やオフィスに居ながらにして納税申告ソフトウェアに従って計算に誤りのない申告ができることに加え，技術的には 24 時間送信が可能であり，納税者の利便性は向上するものと考えられる
- (2) 法人においては，大企業と中小企業との間に電子申告に対する関心に差があるが，総じて経理処理の電子化が進展していることに加え，電子帳簿保存法の適用法人の増加もあり，今後更に経理処理の電子化が加速されることが見込まれる。このような状況下で，法人税に電子申告が導入されれば，企業の会計処理と税務申告データの作成，送信といった一連の作業を電子的に処理できることとなり，納税者の事務の省力化とペーパーレス化が可能となると考えられる。
- (3) 消費税は，申告書と明細書のみでデータ量が少なく，画面上の処理になじむことに加え，確定申告のほか年 3 回四半期毎に中間申告しなければならない手間が電子申告により省力化されることから，電子申告に適していると考えられる。

4．諸外国の電子申告制度の概要

(1) 諸外国の電子申告の状況（別表 1 参照）

まず，米国では，1986年に個人所得税について，電子申告制度の試行を開始し，1990年から本格的に導入した。対象税目は個人所得税のみである。1996年の個人所得税の電子申告利用実績は，1,915万件で全申告件数の16%にあたる。

米国歳入庁（IRS）は，2007年までに，全ての申告及び情報申告の80%が電子的に提出されることを目標に掲げるなど，電子申告の普及拡大を大きな柱として，税務行政全般の電子化を積極的に推進している。

米国の電子申告では，納税者の署名がされた宣誓書及び添付書類を別途郵送する必要がある，完全なペーパーレス化には至っていない。IRS は，1999年に，署名の代わりに PIN（Personal Identification Number）を用いることにより宣誓書の提出を不要とする，完全ペーパーレスの電子申告実現に向けた施行を行っており，現在においても更に拡大実施中である。

IRS は，電子申告や，インターネットを利用した納税者と IRS との双方向の通信におけるデジタル署名の利用可能性について検証するため，IRS 職員がデジタル署名を付して相互に E-Mail を実施するなどデジタル署名の利用実験を行った。

続いて、オーストラリアでは、1987年に個人所得税について電子申告制度の試行を開始し、1990年から、全国規模で本格的に導入した。対象税目は、個人所得税に続き法人所得税・パートナーシップ(合名会社)・信託・年金基金等に順次拡大した。

1997年の電子申告利用実績は、個人所得税については、743万件で全申告件数の約72%、法人所得税については、全申告件数の約93%が電子申告を利用している。

オーストラリアにおける電子申告の方式は、税務代理人等経由の電子申告及びインターネット申告の二種類の方式で行っている。税務代理人経由の電子申告は1990年より導入され、個人所得税、法人所得税などを対象としている。1999年の申告件数は、個人所得税670万件(利用割合68.4%)、法人所得税54万件(同90%)となっている。

インターネット申告は、1997年に施行し、1999年に個人所得税を対象に導入され、3万人(利用割合0.3%)が申告した。インターネット申告の基本的仕組みは、納税者がオーストラリア国税庁のホームページから申告書作成用ソフト及びセキュリティソフトをダウンロード(セキュリティソフトダウンロード時に個人識別番号が付与される)し、一問一答式のソフトに従って申告書を作成し、インターネット回線を通じて送信する(送信時に納税者番号・個人識別番号・生年月日を入力)ものである。

また、カナダでは、1990年に個人所得税について、電子申告制度の試行を開始し、1992年から本格的に導入した。対象税目は個人所得税のみで、今後、法人税および信託にも拡大予定がある。1997年の個人所得税の利用実績は、547万件で全申告件数の約25%にあたる。

5. 電子申告の方法

欧米諸国において1990年代初頭以降導入されている電子申告では、納税者の申告データを送信する者である仲介者が、税務当局にいわゆるパソコン通信によって接続(税務当局固有の電話番号ヘダイヤルアップ)する方式を採用し、納税者が直接税務当局へ接続することを認めていない例が多い。

わが国においては、税務当局に対する接続方式をどのように考えるか、何らかの仲介者を設け申告に当たってその仲介者を通すことを義務付けるかどうかという点が問題となる。

これは重要な問題点であり、税務当局のコンピュータに対する侵入や通信途上での申告データの漏洩を防止する観点、通信に係る技術的トラブル防止という観点、更には納税者利便の観点から、現在2004年の導入に向けてシステムを最終的に検討中である。

(1) 税務当局への接続方式

税務当局への接続方式についての選択肢としては、いわゆるパソコン通信とインターネットの利用が考えられる(別表2参照)。一般的にセキュリティの確保の面ではパソコン通信が優れていると理解されている。しかし、現状においても適切な暗号化措置を講じることにより、インターネット上に安全なネットワークを作ることは十分可能と考えられる。更に、諸外国が電子申告を導入した1990年代初頭の通信方法は、いわゆるパソコン通信が主流だったと考えられるが、現在はインターネットの普及拡大が著しく、この流れは今後も加速されると考えられる。わが国においても普及率は平成14年度には50パーセントを超えており、インターネットは

納税者にとって最も利便性の高い通信手段になりつつある。このような点を考慮すれば、電子申告の通信方法としては、今後更に、インターネットを利用するメリットが勝ると考えられる。

欧米諸国で仲介者介在方式を採用した理由は、インターネットはもちろん、パソコンの普及もそれほど一般的ではなかった状況の下で、通信上のセキュリティの確保やトラブル対応の効率化、更には仲介者を介することにより納税者の本人確認が容易になることも考慮し、専門業者に申告データの電子化や送信といった技術的な手続を委ねることとしたと考えられる。しかし、このような仲介者の役割はインターネットの普及していなかった旧い時代のものであり、むしろ最近諸外国においても、納税者利便の観点から、インターネットを利用して納税者が税務当局に直接送信する方式を採用しつつある。

また、申告納税制度の下では、納税者が自ら所得及び税額を計算し申告する自書申告が基本であり、電子申告においても書面による申告の場合と同様に考えるべきである。電子申告導入の意義は、納税者の申告手続負担の軽減にあると考えられるが、インターネットの利用を前提とする場合、納税申告ソフトウェアの利用により納税者自らが申告できることが利便性の向上に繋がることを考慮すれば、電子申告のための特別な仲介者を設けこれを通すことを義務付けることは適当ではなく、納税者が直接税務当局に送信できる方法を基本と考えるべきである。

6. わが国における電子申告の状況

(1) 電子申告の試行

2004年に国税庁が導入を予定している「電子申告」の公開実験が2002年4月におこなわれた。電子申告は、インターネットの普及とペーパーレスという時代の流れに沿って、納税事務の効率化を図るもので、すでに実用化されている国もある。ここは前述のとおりである。国税庁は2002年夏から、納税者の協力を得て本格的な実用試験を始めた。法律面やセキュリティなどの問題点の解決を目的としたものである。

この実験は2台のパソコンを使い、1台は納税者、もう1台は税務署という想定で行われた。最初に納税者側が、国税庁が作ったソフトウェアの画面に従って氏名や所得額、控除額などを入力し、所得税の申告書を作成した。これを電子メールで送信し、税務署側は送られてきた申告書を画面で見つて点検した。2002年7月には納税者の協力を得て、法人税で1カ月に200～800件について電子申告の実験を行った。実験への協力企業は現行通り、紙に記載された正規の申告書を提出するとともに、同じデータを電子メールで送信することになる。2003年の所得税の確定申告時にも、約600件について同様の実験を行った。そして2004年からの実施に向け現在準備している段階である。

7. 電子申告をめぐる諸問題

(1) 添付書類の取扱い

所得税法等は、税務執行の円滑化を図るとともに、適正・公平な課税を目指すため、申告書の提出にあたり、種々の書類の添付(又は提示)を求めている。添付(又は提示)すべき書類については、その真実性を確保する見地から原本によることとされているが、電子申告の場合、書面による申告のように原本を同時に提出することが困難である。また、仮に電子データで送

信するとした場合、特別な対策を講じなければ、電子データは、改ざん、消去等の加工及びその痕跡の除去が容易であるという特性を有している。そのため、電子申告において添付書類の取扱いをどうするかが問題となる。

(2) 納税者等の認証とセキュリティの確保

納税者等の本人確認と申告意思の確認等を行うため、国税通則法及び税理士法等は、申告書の提出に際し、納税者等の記名(署名)・押印を求めている。申告手続をインターネット等のネットワークを通じて行う場合には、当該申告手続が真にその名義人によってなされたものであるかどうか(他人によるなりすましがどうか)、申告内容が改ざんされていないかどうかについて、電子的に確認する仕組みを講じる必要がある。

また、納税申告の内容は納税者のプライバシーそのものであるため、通信途上の内容を秘匿できる仕組みを含め、セキュリティを確保し得る措置を講じる必要がある。

これらの点に関しては、暗号技術をはじめとするセキュリティ技術の進展や今後の認証制度の整備状況、セキュリティ対策のコスト対効果に加え、どのような措置を講じれば電子申告全体に対する納税者の信頼を確保できるかという視点からの検証が必要であろう。

インターネットを利用した電子申告におけるセキュリティの確保に関する課題は、1) ネットワーク上での申告情報の盗み見や漏洩の防止、2) 申告データを受け取る税務当局のシステムにおける情報の適切な管理、すなわち納税者の申告情報の処理・保存・管理における一貫性(完全性)及び秘密保護、並びにシステム全体の耐障害性、耐侵入性である。

安全確保技術に関して厳密に100%のセキュリティが確保されるまで電子申告を導入しないとすると、いつまで経っても導入することができないこととなる。現状において全て技術的には相当のレベルで安全性確保が可能と考えられる。納税者の利便性と安全性確保に係るコストとのバランスを十分考慮し、暗号化措置を含め適切な安全確保策を講じることにより、現段階で可能な限りのセキュリティレベルを確保する必要がある。その上で、導入後の環境や技術の変化に応じて納税者のセキュリティの確保に対する要求が高度化してくることも見通しながら、適切な技術を採用し、必要に応じてこれに改良を加えていくことが必要であろう。

最近、各省庁のホームページに対し、ハッカーが侵入し、情報を書き換えるという、行政手続の電子化に対し国民の不安感を惹起させるような事例が発生している。納税申告が広範な国民を対象とする手続であることに鑑みると、電子申告が受け入れられるためには、セキュリティの確保について適切な措置を講じることにより、納税者の信頼を得られるシステムを構築することが、何よりも重要であると考えられる。

8. おわりに

電子申告が全面的に導入されれば、確定申告で混雑する税務署の様相も変わりそうだ。国税庁は1994年ごろから、電子申告導入の検討を始めた。米国では1986年、豪州が1987年、カナダが1990年、フランスが1991年に、それぞれ電子申告を始めていた。いずれも膨大な個人所得の確定申告を抱えている国である。国税庁幹部は「所得税の確定申告が年2000万件近くに上る日本も、申告の負担軽減や税務行政の効率化のため電子申告が必要との議論が始まった」と説明している。

また、1998年7月の税法改正で、企業が帳簿類を電子データで保存することが可能になった。このため企業側から「法人税の申告手続きも電子化してほしい」という要望が相次ぎ、導入への議論が本格化した。こうした流れの中で1999年3月期以降は、法人税の申告に必要な会社事業概要書について、フロッピーディスクで提出することが認められるようになった。

そして、わが国でも2004年より、名古屋国税局管内にて、全国に先駆け「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」が導入される。次回の報告で、実施にあたり具体的に示されているシステム及び導入後に明確化する問題点を検証する。

< 参考文献 >


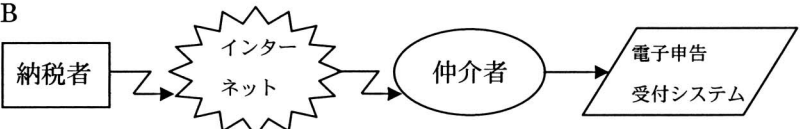
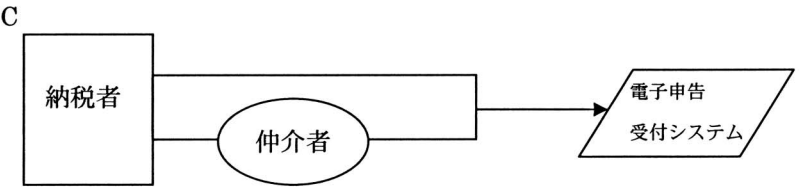
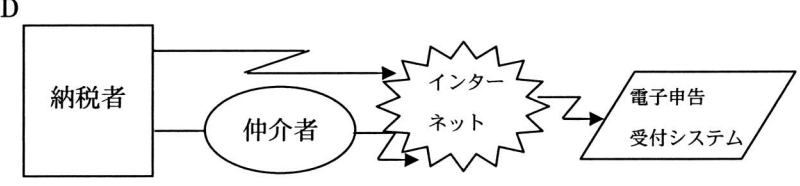
- 1) 「国税電子申告・納税システム」国税庁 HP
- 2) 「申告手続きの電子化等に関する研究会」国税庁 HP, 1998 2001
- 3) 「電子申告制度のあり方について」名古屋税理士会 情報基盤整備特別委員会, 1999
- 4) 税務通信 No2580, 1998, p. 2 ~ 5

別表1 諸外国の電子申告(概要)

項目 \ 国名	米国	英国	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア	
税目	個人所得税	個人所得税	個人所得税(給与・賃金)	個人所得税(事業、農業等)法人所得	個人所得税	個人所得税 法人所得税	
導入時期	86年試行 90年全国試行	97年実施	98年試行 99年全国拡大	91年実施	90年試行 93年全国拡大	87年試行 90年全国拡大	
方式	納税者本人の申告であることの確認方法	納税者が宣誓書に署名 社会保障番号(納税者番号)	納税者が申告書に署名 整理番号	納税者が申告書に署名 整理番号	納税者が租税当局との契約書に署名 整理番号	納税者が宣誓書に署名 社会保障番号(納税者番号)	納税者が宣誓書に署名 納税者番号
	(書面報告)	宣誓書を提出	なし(申告書を納税者又は仲介者が保管)	申告書を提出	契約書を提出	なし(宣誓書を納税者又は仲介者が保管)	なし(宣誓書を納税者又は仲介者が保管)
	添付書類	要提出	要提出	要提出	提出について要、不要の両ケース有	提出不要 納税者又は仲介者が保管	提出不要 納税者又は仲介者が保管
	仲介者	要	要	不要	要	要	要
	仲介者と租税当局間の通信方法	パソコン通信(注)	パソコン通信	インターネット	パソコン通信又は磁気テープ提出	パソコン通信	パソコン通信又はフロッピーディスク(FD)提出
暗号化	有	有	有	有	有	有	
利用者数	(96年分) 1,915万件 (個人申告件数の16%) 内訳: 仲介者入力方式1,409万件 納税者入力方式37万件 (電話申告469万件)	(97年分) 4.3万件 (個人申告件数の0.5%)	99年から導入のため不明	(97年分) 48万件 (対象個人・法人の17%)	(97年分) 547万件 (個人申告件数の25%) (内: 電話申告38万件)	(95年度個人のみ) 700万件 (個人申告件数の71%)	
(全体申告件数)	1億2,074万件	800万件		280万件	2,222万件	980万件	
備考	(注) 納税者と仲介者間はインターネットも有 特定の低所得者について、電話申告制度(92年度開始)がある	2000年からインターネット申告を開始予定	99年中に売り上げ税に拡大予定 デジタル署名は法97年施行 (税務では2000年に導入予定)	99年から付加価値税に拡大予定 99年からインターネット申告試行を検討	99年から法人所得税にも導入予定 99年からインターネット申告試行 特定の簡易な申告者について、電話申告制度(98年開始)がある	FD提出を廃止予定(99.6) 98年からインターネット申告試行	

資料) 税経通信 No. 2580 4 5 頁

別表2 仲介者の介在と通信方法

仲介の義務付け	入力の様様	通信方法	仲介者の介在と通信方法	諸外国の導入状況
仲介の義務付けあり	仲介者が申告書を電子的に入力する	税務当局にダイアルアップで直接接続	A 	米国, 英国 フランス, カナダ オーストラリア
	納税者が自ら申告書を電子的に入力する		B 	米国
仲介の義務付けなし			税務当局にインターネットを介して接続	C 
	D 			ドイツ オーストラリア

(注1) C, Dの仲介者について, 一定の資格要件を要する場合と要しない場合とに分かれる。

(注2) 英国(2000年~), フランス(1999~), イタリア(2000~), カナダ(1999~)においてインターネットを活用した電子申告の実験又は試行を開始予定であると伝えられるが詳細は不明。

資料) 情報基盤整備特別委員会, 1999